

(第15条関係)

上三川町家庭用低炭素推進設備等導入補助金交付要綱第13条第3項  
における補助金の返還に関する算出で端数が生じた場合の取扱いについ  
て以下のとおり定める。

記

その額に端数が生じたときは、千円未満を切り捨てた額とする。